

北九保地地453号  
令和元年8月30日

訪問介護事業所 管理者 様  
訪問サービス事業所 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

地域支援担当課長 丹田 智美  
介護サービス担当課長 東郷 幸代

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（予防給付型・生活支援型）におけるサービス提供責任者及び訪問事業責任者について（通知）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力いただきお礼を申し上げます。

標記の件について、指定訪問介護、指定予防給付型訪問サービス及び指定生活支援型訪問サービスが同一の事業所において、一体的に運営されている場合の標記取扱いについて別添のとおり定めましたので、お知らせします。

**【問い合わせ先】**

地域福祉推進課 電話 093-582-2060

介護保険課（居宅サービス係）

電話 093-582-2771

サービス提供責任者・訪問事業責任者の取扱いについて

1. 現在の指定基準

	訪問介護・予防給付型訪問サービス	生活支援型訪問サービス
人員	○管理者※1 … 常勤・専従1以上 ○訪問介護員等 … 常勤換算2.5以上 <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ○サービス提供責任者 … 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に対し1人以上※2 <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	○管理者※1 … 専従1以上 ○従事者 … 必要数 <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 又は一定の研修受講者 ○訪問事業責任者 … 従事者のうち必要数 <資格要件> 従事者に同じ ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※設備基準及び運営基準は、いずれも旧介護予防訪問介護と基本同様。

2. サービス提供責任者と訪問事業責任者の取扱いについて

訪問介護と予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを一体的に行う場合、パターン1又はパターン2のどちらかの条件を満たさなければならない。

パターン1

サービス提供責任者	利用者数		
	訪問介護	予防給付型	生活支援型
1	1～40		
2	41～80		
3	81～120		

※ パターン1の場合、全てのサービスの利用者の合計数が40人に対し1人以上のサービス提供責任者が配置されていれば、別途、訪問事業責任者を配置する必要はない。(兼務可)

パターン2

サービス提供責任者	利用者数			訪問事業責任者
	訪問介護	予防給付型	生活支援型	
1	1～40			必要数
2	41～80			
3	81～120			

※ パターン2の場合、訪問介護と予防給付型訪問サービスのサービス提供責任者は生活支援型訪問サービスの訪問事業責任者を兼務することはできない。

生活支援型訪問サービスにおける訪問事業責任者の必要数の目安は、生活支援型訪問サービス利用者が概ね50人につき1人以上とする。